

## 第3回 松戸市空家等対策協議会 議事要旨

日 時	平成 28 年 10 月 5 日 (水) 13 : 30 ~ 14 : 20				
会 場	松戸市役所 7 階 大会議室				
出席者	委員	会長	市長	本郷谷 健次	○
		副会長	副市長	織原 和雄	○
		議会議員	山口 栄作		欠席
			法務	橋本 一成	○
				菊地 克利	○
		古賀 智行		○	
		不動産	平川 嘉博	○	
		建築	権田 武人	欠席	
		学識経験者	本條 毅	欠席	
			秋田 典子	欠席	
			須田 仁	○	
地域住民	殿塚 建吾	欠席			
傍聴者	4 名				
事務局	街づくり部 住宅政策課 空家活用推進室 青柳部長、小林課長、木下室長、柿内課長補佐、石原主任主事、横谷主任主事				

### 1. 開会

### 2. 協議会委員定足数の確認

### 3. 議題

#### (1) 松戸市空家等対策計画(案)について(資料1-1、1-2)

事務局より資料1-1、1-2の説明を行った。

意見無し。

#### (2) 特定空家等の経過及び勧告について(資料1-1、1-2)

事務局より資料2-1～3の説明を行った。

委員：前回の協議会では、特定空家に該当するかどうかについて協議会に諮っていたと思う

が、そのあたりのやり方を今回変えたということによいか。

**事務局**：前は、特定空家についての初めての案件だったので、特定空家の相談をさせていただいたが、特定空家になるものがどういうものかという、判定基準についてご審議いただいたという形になる。判定基準がご了解を得られたということになるので、特定空家についてご報告はさせていただきますが、認定は事務局で行わせていただく。

**委員**：勧告の措置をする場合はどうか。

**事務局**：はい。勧告する場合には、固定資産税等の住宅用地特例が適用されないなどがありますので、こういったものがあるということで、審議いただく。

**委員**：伐採等の指導をする際に、関係する東電に連絡するようにとのことだったが、東電のどこの部署に連絡すれば良いのか。例えば伐採業者など特定の業者の紹介はできないだろうが、一般の方に向けて、伐採業者などの連絡先など明示するような形を取っているのか？

**事務局**：電線が、東電なのか NTT なのかについては、市のほうで東電の顧客センターに連絡して、まず現場を見てもらう。東電の電線であれば、所有者の同意を得たものについては無料で剪定をしてもらうという形を取っている。まず市のほうで確認をして、所有者の方に話をしている。

**委員**：伐採業者などは何社かあるのか？

**事務局**：何社かあり、市として斡旋はできないが、タウンページなど公になっているものから資料を作成しており、一覧表を提供している。

**副会長**：他にご意見が無いか。ご意見が無いようなので、事務局の説明の通り、所有者等に改善又は改善の意思等が見られない場合には、勧告の措置をとるということによいか。

(「はい」の声あり。)

**副会長**：それでは、平成 28 年 12 月中旬から下旬をもちまして勧告の措置を取ることとする。ここで、公務により市長は退席させていただきます。

### (3) 今後の特定空家等について (資料 3)

事務局より資料 3 の説明を行った。

**委員**：資料 3 の①の建物については、写真を見ると看板があるが、看板の権利関係については調査しているのか？

**事務局**：看板と建物、土地の所有者が同一である。立入り調査の通知を送ったところ、所有者から連絡があり、面談を行った。現在、解体に向けた話が進んでいるので、特定空家になる可能性は低いと考えられる。

#### (4) その他

**事務局**：本日説明させていただいた空家等対策計画については、本日欠席している委員の方も多いことから、内容を確認いただき、整いましたら委員の皆様にも再度ご確認ください。

その後、12月に市議会に説明を行い、平成29年1月にパブリックコメントにて意見の募集を行う予定である。次回、平成29年3月22日に開催予定の、第4回空家等対策協議会にて、パブリックコメントにおける意見の報告及び協議をいただき、「松戸市空家等対策計画」を作成して行きたいと考えている。

また、特定空家等の勧告及び、特定空家等の該当の報告も予定している。

その他、報告事項として、松戸市内に土地・建物を有しながら死亡し、法定相続人は全員相続放棄している状況である空家等について、空家等の適切な管理を促進するために、2件の「相続財産管理人選任の申立て」を家庭裁判所へ9月中に行った。今後は選任された財産管理人により任意売却をしていただけるように進めて行きたいと考えている。

事務局より「NPO・市民活動よろず相談（空家活用編）」について報告を行った。

以上